

市有施設における感染防止方針

1 市有施設の感染拡大防止対策等

(1) 再開に向けた考え方

- ・市有施設については、施設ごとに徹底した感染防止対策を講じた上で再開する。
- ・市外からの来館者等が多く訪れる施設など、多人数の入館が見込まれる場合については、入館制限を行うなどの体制の整備を進める。
- ・感染が生じた施設については、速やかに休館し、消毒等の措置を講じる。

(2) 感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

<来館者>

- ①必要に応じて入場者の制限や誘導を行うこと
- ②手指の消毒設備の設置を行うこと
- ③マスクの着用等の要請を行うこと
- ④「三つの密」を徹底的に避けること
- ⑤室内の換気や人と人との距離を適切にとること
- ⑥その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと

<職員>

- ①検温等による体調管理を励行すること
- ②マスク着用を励行すること
- ③勤務シフト活用による時差出勤を実施すること
- ④休憩・食事時間を分散すること
- ⑤在宅勤務を積極的活用すること
- ⑥その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと

(3) 施設類型等に応じた対策

- ・別紙1「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」、別紙2「施設類型ごとの取組例」を参考とすること。

(4) 再開に当たっての留意事項

- ・指定管理者制度を導入する施設においては指定管理者等との協議・調整を十分に行った上で、再開に向けた体制を整備すること。
- ・本方針を基に、施設の特異性を踏まえた、施設ごとの感染防止対策チェックリストを定めること。
- ・各施設における感染防止対策チェックリストについては、市ホームページで公表することなどにより市民に明らかにし、その安心を確保すること。
- ・各施設における感染防止対策については、必要に応じて医師等に意見を求めることにより、効果的な対策を行うこと。

2 催物（イベント等）の開催における留意点

(1) 全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応すること。

イベントの開催の可否を判断するにあたっては、令和2年5月14日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」に従い、

- ① 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ② 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2メートル）を目安としつつ、適切な感染防止策（入場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が実施されることを前提に、開催すること。

また、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ参加者に対し、こうした交流等を控えることを呼びかけること。

なお、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。

さらに、参加者の名簿を作成して、連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認を行うなど、接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

(2) (1) 以外の大規模イベントについても、上記(1)を準用するとともに、比較的少人数により開催されるイベント等については、こまめな手洗い・消毒と咳エチケットの徹底、あるいは、共用品を使う際の消毒を徹底すること、さらに、体調不良の方の参加自粛を呼びかけるなど、「イベント等における感染対策のあり方の例（静岡市版）」（別添）を参考とし、感染防止の対策を徹底すること。

（新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント等の開催に関する基本方針（令和2年5月15日））

【イベント等における感染対策のあり方の例（静岡市版）】

1 人が集まる場の前後を含めた適切な感染予防対策の実施

〔主催者が行う内容〕

- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル料などについて配慮する。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、その者が触れた場所の消毒や、接触した可能性のある者等に対して連絡先を確認するなど、適切な感染予防対策を行う。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液などにより定期的に消毒すること。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができる様な場を確保する。

〔主催者が事前に参加者に周知すべき内容〕

- 発熱している場合や、咳などの症状がある方の参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした方の参加を認めない。
- 感染拡大している国や地域への訪問歴が14日以内にある方の参加を認めない。
- 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を求める（例えば、「人と人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用する」など）。

2 クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備する。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える。）
- 共有物の適正な管理又は消毒を徹底する。

3 感染者が発生した場合の適切な対応

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状を確認する。場合によっては保健所などの公的機関に連絡できる体制を確保する。

4 その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

		屋内						
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	運動施設 (屋外)	公園	入場人数の制限・ 滞在時間の制限	滞在時間の 制限	滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	ロッカー、シャワールーム等 屋内共用施設使用制限	接触 スポーツの 制限	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置の 工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔に 留意	座席間隔 に留意・ 真正面は避 ける
密閉	—	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生	入場時手指衛生	入場時手指衛生	こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
		共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						
		従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						

【出典】緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付け事務連絡、各都道府県知事あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知）

施設類型ごとの取組例

1 劇場、観覧場、集会場、展示場等

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること

2 博物館、美術館

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）が確保されること

【参考】付施設における対策

1 物品販売業を営む店舗

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなど、徹底した感染症対策を実施すること

2 飲食店

- ①個室などの密閉した部屋の使用や、多人数での使用を控えること
- ②座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ③接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること
- ④従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること